

と稱し候ては、何の詮議にも不可及候間、先づ鬱梁島と稱し日本の様子可試候と云。此事潜に於對州も相聞候儀故、返簡には鬱梁島の儀は、何方の島に候哉、此方には不存儀に候。竹島は祖宗以來吾國へ隸し、則自東照神祖御朱印を以て領し來候者有之候。鬱梁島へは此方の人不致往來様に堅く可申付候條、竹島へ貴國の人往來無之様可被制との趣、以酌菴にて相調可差遣との詮議の所、朝議聊無御構、只無事の様にとのみ申來候て、其議相止候旨。此時朝鮮にての朝議は、此度の起り皆以て朝鮮の無理に候へども、死傷も有之、不得已先づ鬱梁島と假に稱し一旦試候得共、定て日本人合點仕まじく候。其時は如何可有之哉と詮議不致一決候。于時前左議政某、年老に致仕して家居す。左議政、右議政者、猶吾國左右大臣、此左議政不詳姓名可也。朝鮮王自ら其家へ臨みて、此事如何可有之哉と談合有之候處、左議政言く。是國家の大事也。竹島元と日本の地なる事明白に候へば、此度如何様に可有返答も難計候。然共既に鬱梁島と稱し申遣候うへは、重て朝鮮より再答には、此方にて鬱梁島と稱候島は、則日本にて稱へ候竹島の事と相聞え候へども、其段は不存候。鬱梁島

我國の地なる事は、前左議政某覺罷在候と申聞候に付、如此互に死傷の者も出來候旨申遣し、其上にても彌竹島日本の地なる證據ども出し可申と存候。其時は無是非事に御座候間、某が首を刎られ、此者あしき覺にて、隣國の和を失ひ候。其罪に依て刎首いたし、其首を以て此度の非禮を謝し候旨被仰遣、私の首被相贈候はゞ納得可仕敷と存候。若其上にも納得無之候はゞ、無是非一戰を以て安危を可被決より、外の存寄は無之旨、一策を獻じ候。國王感喜有之候て、日本より返答の様子次第、此趣に被相謀候處、一向御詰問にも不及、御朱印御取擧、兩囚は朝鮮へ被送還候故、無何事相濟む。緣長老及二宮幸助話相國寺の慈照院主僧緣長老、俗姓佐々木氏にて某有瓜葛之好。緣長老實永年中對州の以酌菴へ輪番にて在住の所、右の記事等有之、元祿年間の事故、對州の用具に申聞候。常憲殿下無故して祖宗の地被失候事、對州人士は不及申、僧侶の輩迄も令憤恨候旨。元祿何年と申儀令失念候。正徳元年在京の日聞之。

明曆丁酉の春、東都の大火古今未曾有の事にて、焚死の人十萬に餘りぬ。此時吾微妙公には、御在藩にて小松にて火變を御聞、急に横山大膳・前田對馬孝貞を江戸へ被遣候。御書籍請取、即刻首途し、東海道を経て日夜馳行き、荒井の渡にて已に半を渡る時、諸國の使者抑留のよしにて、追船來り水手等を招ければ、棹取直し可返とす。孝貞刀に手を懸けながら、汝等若し此船もどしなば、一人も生て不可返、皆切殺し、從者に棹さゝせて可渡と怒れば、無難渡し畢ぬ。扱陸にて承合候へば、使者の分は箱根にて通し不申旨に候故、家從不殘のこし、給人一人と孝貞と只二人、狀箱手に持て、賀州の飛脚前田對馬と名乗りて無難罷過候。家從は一所に關所へ參り、斷候へ共不通候所、強て申候は、主人迄先へ通し、家來たるもの殘居候て、一分立可申哉と斷り候へば不殘通し候。扱横山大膳は、常の通りにいたし罷越候處、使者の分は通し不申管に罷成候旨にて、通し不申候。大膳御番所へあがり、先達て傍輩前田對馬相通候處、拙子不相通候ては一分難立候。覺悟を極候趣、急度申述候處、聞屆候と、主從不殘一度に通し候。孝貞は江戸迄只二人

にて參る。對馬三十歳也。浦口氏話。源隨常に自ら謂。對馬・孝貞股引脚絆にて、飛脚のよそほひにて被通候。江戸へ着、酒井讚岐守殿へ直に罷越候處、逢被申、いかゞして被越候哉と不審の所、右の次第咄被申候へば感心の旨、源隨被咄候由、對馬孝貞咄被申候に付記置。對馬後任駿河守、老て稱源隨、實永四年丁亥八月十九日、享年八十歳にて逝す。

一、長連龍記事本末(二十一條)

一、應永年中より、畠山氏を以て北陸道管領とし、京師より差下し加賀・能登・越中の政を執らしむ。或は賀州に在城し、又は越中へ移る事もあり、畠山氏中絶の事もありて、又一族の中より來て鎮護せり。天文の前、享祿の頃迄治亂度々に及ぶ。天文の頃は、畠山氏能州穴水に在城す。依之賀越の一揆ども、畠山に不畏懼。畠山は由佐某を以て家老とし、國士には長谷部の長・黒瀧の長・溫井・三宅・太田・建部・伊丹・喜田、八臣と名乗所々に居城す。石動山の僧徒得かたぐに組し、合戦度々に及ぶ。後には畠山氏衰へ、長谷部の長威を増し、溫井・三宅・由佐・黒瀧等の輩、長谷部